

令和4年度肉用牛経営災害緊急支援対策事業

(非常用電源の整備)

1 【事業内容】

★ 非常用電源の整備（リース方式、1/2 以内補助）なお、リース審査が有ります。

【事業要件】

★ 発電機の実出力

飲水装置、給餌装置、哺乳装置等の生命維持に係る機械を稼働させるために必要な電力に応じた範囲に限定。（※換気扇は生命維持に係る機械とはなりません。）

◎ 当組合の組合員であること

◎ 1 経営体 1 台限定 とさせていただきます

2 【事業参加に際しての留意事項】 経済産業省 HP を参考 (後添)

① 出力 10 Kw 以上 (12.5KVA) の非常用発電機導入をされる場合、「電気事業法」に定める、「保安規程」に制定、国への届け出、「電気主任技術者」の選任、国への届け出が必要となります。

② 「電気主任技術者」は外部委託の道も開かれていますが、費用等が発生しますので、最寄りの電気保安協会等に相談する等慎重にご検討ください。

※なお、「電気事業法」関係法令への対応については、従前十分な説明がなされない等多くの課題が発生しております。

今後の事業対応にあたり、慎重な対応が必要なことをご理解ください。

3 募集期限 R4 年 6 月 13 日(月)

事業への参加を希望される場合は別紙に必要事項をご記入の上、組合あて FAX でお送信ください。

4 導入事例等

(現状)



災害による停電時等に牛の生命維持（飲水の汲み上げポンプ）を稼働させるために必要な電力を確保したい。

(導入した非常用発電機)

出力 8 KVA (6.4 Kw) : 60hz, 三相、電圧 220V

導入金額 650,000 円 (税抜)

